

令和2年5月29日

新型コロナウイルス感染予防対策 研修センターふじの利用ガイドライン

1. はじめに
2. 感染防止のための基本的な考え方
3. 講じるべき具体的な対策
4. 利用者への周知事項
5. 施設内清掃・消毒作業
6. 感染の疑いのある宿泊者の対応
7. 職員が感染又は濃厚接触した（疑い含む。）場合の対応

1. はじめに

本ガイドラインは、研修センターふじの（以下、「当センター」という）の利用団体及び利用者並びに当センターの職員（パート職員含む。以下同じ。）が、新型コロナウイルス感染予防を行いながら、施設を快適に利用するための対策等を取り纏めたものである。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスに関する政府の動向等を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

当センターは、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれについて、利用団体及び利用者並びに職員に係るリスクを評価し、そのリスクに応じて、接触や「3密」（密集・密接・密閉）の回避、対人距離の確保、こまめな換気、マスクの着用、手洗いや手指消毒の実施等に留意して、徹底した感染予防策を行うこととする。

当センターにおける飛沫感染に係るリスクとしては、フロント・ロビー・食堂・喫煙室等における不特定又は多数の者との応対等に係るものが考えられ、また、接触感染に係るリスクとしては、居室・研修室・浴場・訓練用資機材等の利用によるもの等が考えられることから、利用団体及び利用者は、当センターの職員と緊密な連携を図り、「3. 講じるべき具体的な対策」のとおり、具体的な対策を講じることとする。

3. 講じるべき具体的な対策

（1）利用団体による予防策

利用団体は、次の点に留意しつつ利用者及び講師・事務局スタッフ（以下「利用者等」という。）の感染予防策に取り組むものとする。

ア 健康管理

- ・ 利用団体は、利用者等に対し、当センターへの出発前に検温や症状の有無を確認させ、具合の悪い者は、必ず利用団体に報告させ、自宅待機とすること。また、利用期間中に具合が悪くなった者に、発熱、倦怠感、息苦しいなどの症状がある場合は、直ちに帰宅させ、自宅待機とすること。
- ・ 利用団体は、利用期間中に発熱や具合が悪く自宅待機となった利用者等の健康状態について、所属する警備業者等へ連絡すること。
- ・ 利用団体は、発熱や具合が悪く自宅待機となっている者、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者、過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者には利用させないこと。

イ 感染予防の徹底

- ・ 利用団体は、利用者等に対し、手洗い、マスクの着用、咳エチケットの励行、手指消毒などを徹底させること。

ウ 適切な環境の保持（居室、研修室、食堂、喫煙室等）

- ・ 利用団体は、風の流れることができるように、2方向の窓扉を1回につき数分程度、毎時2回以上全開にし、場所によっては一部の窓扉を常時開放しておくこと。

エ 研修又は講習における注意事項

- ・ 利用団体は、飛沫感染リスクを下げるため、対人距離を可能な限り2mを目安に（最低1m）とらせること。また、必要以上の大声を出さないこと。
- ・ 利用団体は、受付時等に、利用者等を非接触体温計などで検温し、発熱している者は帰宅させること。
- ・ 利用団体は、アルコール消毒液、次亜塩素酸水及び界面活性剤含有の洗剤（以下「消毒液等」という）など、それぞれの用途に適した消毒液等を持参し、共用する訓練用資機材等を使用後に消毒液等で消毒すること。

（2）当センターによる予防策

当センターは、次の点に留意しつつ利用者等の感染予防策に取り組むものとする。

ア 掲示物による啓発

- ・ 当センターは、利用者等に対し、手洗い、マスクの着用、咳エチケットの励行、手指消毒などを徹底させるため、啓発ポスターを適所に掲示する。

イ 前泊者への検温の実施

- ・ 当センターは、入館時に非接触体温計などで検温し、発熱している者は帰宅させる。

ウ 研修又は講習における注意事項

- ・ 当センターは、不特定多数が触れる環境表面を研修又は講習の開始前、終了後に消毒液等で清拭消毒する。
- ・ 当センターは、出入口及び研修室など扉がある場所に消毒液等を設置する。

（3）利用場所ごとにおける予防策

利用団体及び利用者等は、当センターの職員と緊密な連携を図り、次のとおり、利用場所ごとにおける感染予防に取り組んでいくものとする。

ア フロント

- ・ フロント対応する職員はマスク及び手袋を着用する。
- ・ フロントデスクは、養生シートで覆い、飛沫感染を防止する。
- ・ 職員は、利用者等との距離を可能な限り 2mを目安に（最低 1m）確保する。
- ・ 金銭の授受は、釣銭受けを使用し、手渡ししない。
- ・ 消毒液等をフロントデスクに設置する。
- ・ 返却後の居室キーの消毒を行う。
- ・ 適宜、フロント周辺の消毒作業を行う。

イ ロビー

- ・ 風の流れることができるように、2方向の窓扉を1回につき数分程度、毎時2回以上全開にし、場所によっては一部の窓扉を常時開放する。
- ・ ドアノブ、テーブル、椅子、貴重品ロッカー、テレビや空調機等のリモコン等の接触頻度が高い部位の消毒を1時間に1回行う。

ウ 食堂（1列5テーブル×3列）

- ・ 入室時に手洗い及び手指消毒を行う。
- ・ 食事開始までマスクを外さない。
- ・ 風の流れることができるように、2方向の窓扉を1回につき数分程度、毎時2回以上全開にし、場所によっては一部の窓扉を常時開放する。
- ・ 食事を提供する者は、マスク及びゴム手袋を装着する。
- ・ 出入口及び洗面台に消毒液等を設置する。
- ・ 着席は、対面しないように片側2人、反対側1人とし、テーブル1台につき3人までの利用とする。（最大利用人数は45名までとする。）

エ 喫煙する場所

- ・ 喫煙する場所は、密集しないように次のとおりとする。
 - B棟渡り廊下隣の喫煙室 ⇒ 講師・事務局スタッフ等
 - B棟入口付近の喫煙場所 ⇒ 受講者
- ・ 飛沫感染リスクを下げるため、対人距離を可能な限り 2mを目安に（最低 1m）とるとともに会話を控える。

オ 自動販売機

- ・ 接触頻度が高い部位の消毒を1時間に1回行う。

カ 居室

- ・ 在室の際（就寝を除く。）は、風の流れることができるように、2方向の窓扉を1回につき数分程度、毎時2回以上全開にし、場所によっては一部の窓扉を常時開放する。
- ・ 就寝の際は、可能な限り一部の窓扉を常時開放し、ベッド備え付けの

遮光カーテンを閉める。

- ・ チェックアウト時は、全ての窓扉を開放する。
- ・ 利用は、1室につき2人までとする。

キ 研修室

- ・ 風の流れることができるように、2方向の窓扉を1回につき数分程度、毎時2回以上全開にし、場所によっては一部の窓扉を常時開放する。
- ・ 着席は、机1台につき1人までとし、対人距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保する。
- ・ 共用する訓練用資機材等を使用後に消毒液等で清拭消毒する。
- ・ 出入口に消毒液を設置する。

ク 大浴場・小浴場

- ・ 部屋ごとに入浴時間帯を分けるなどにより、過密な状況にならないよう入場制限をする。
- ・ 浴室、浴槽内における対人距離を確保し、会話は控える。
- ・ 1時間に1回、ドアノブ、洗面台、ドライヤーの消毒を行う。

ケ 洗面所

- ・ 換気扇を常時オンにしておく。
- ・ コップなどの共用品を置かない。

コ トイレ

- ・ 換気扇を常時オンにしておく。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

サ 多目的ホール

- ・ 風の流れることができるように、2方向の窓扉を1回につき数分程度、毎時2回以上全開にし、場所によっては一部の窓扉を常時開放する。
- ・ 運動や実技訓練では、前後左右2mの距離をとる。
- ・ 共用する訓練用資機材等を使用後に消毒液等で清拭消毒する。
- ・ 利用人数は、50名程度とする。
- ・ 出入口に消毒液を設置する。

シ プレイコート

- ・ 運動や実技訓練では、前後左右2mの距離をとる。
- ・ 共用する訓練用資機材等を使用後に消毒液等で清拭消毒する。
- ・ 夏期は、熱中症のリスクを考慮し、屋外で十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合にはマスクを外す。

ス 送迎車両

- ・ 窓を開けるか、車両備付けの換気機能を活用して換気する。
- ・ 不要な会話は控える。

4. 利用者等への周知事項

- (1) 手指消毒の実施
- (2) マスクの着用
- (3) 検温の実施
- (4) 手洗いの実施
- (5) 居室内の換気
- (6) 食堂利用時の手洗い及び手指消毒の実施
- (7) チェックアウト時の居室の窓扉の開放
- (8) 発熱、倦怠感、息苦しいなどの症状がある場合の申告
- (9) 留意事項

※ 別添「新型コロナウイルス感染症防止のお願い」参照

5. 施設内清掃・消毒作業

職員への感染拡大を予防するため、以下のとおり清掃・消毒作業を行う。

また、職員は出勤時に検温をし、記録する。なお、発熱、具合が悪い場合は、帰宅させ、自宅待機とする。

(1) 消毒する場所、範囲等

- ・ チェックアウト後、居室、廊下等を十分に換気し、感染リスクを減らすため、可能な限り居室等の清掃は当日に行わない。
- ・ 十分な換気が行えるよう、計画的に作業日を設定し、清掃・消毒作業は、高頻度接触部位(パブリックエリアの家具類、フロントデスク、テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、テレビや空調機等のリモコン、蛇口、手すり、ハンガー、スリッパ、自動販売機のボタン等)を考慮し、あらかじめ作成した「消毒チェックシート」に基づいて入念に行う。(別添消毒チェックシート参照)

(2) 消毒の方法

- ・ マスク及び手袋を着用し、消毒液(4倍希釈した次亜塩素酸水)で清拭消毒する。ただし、場所(カーテン、枕等)によってスプレーを使用する。

(3) 清掃の方法

- ・ マスク及び手袋を着用する。
- ・ 換気をしながら、清掃作業をすること。
- ・ ごみは、ビニール袋で密閉して処理すること。

(4) その他の留意事項

- ・ 休憩室へ入退室の前後、清掃作業終了後の手洗い及び手指消毒を実施する。
- ・ 休憩室は、窓扉を常時開放し、一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない。

6. 感染の疑いのある宿泊者の対応

- ・ 万一、発熱、倦怠感、息苦しいなどの症状があり、感染が疑われる利用者等がいる場合は、居室内で待機又は別の居室への移動したうえで、マスクを着用させ、外に出ないように隔離する。
- ・ 当センター又は利用団体は予め隔離する居室を決めておく。
- ・ 当該利用者等に対応するスタッフを限定し、対応時にはマスク及びゴム手袋を着用する。
- ・ 保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある利用者等の状況や症状を伝え、保健所の指示に従う。
- ・ 当日の利用者等名簿を確認し、保健所への提出に備える。
- ・ 館内の他の利用者等への情報提供は、保健所の指示に従う。

7. 職員が感染又は濃厚接触した（疑い含む。）場合の対応

(1) 報告及び対応

- ① 該当職員は、センター長へ報告
- ② 該当職員は自宅待機
- ③ センター長は、新宿本部へ報告
- ④ 新宿本部と対応を協議

(2) 休館等の判断基準及び対応

対 象	感染の状況	対 応
利用者	感染	消毒後、安全が確認できるまで休館
	濃厚接触	
	感染の疑い	
職員	感染	消毒後、安全が確認できるまで休館
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅待機）

(3) 利用団体及び利用者等への周知方法

- ・ 全警協のホームページに掲載する。
- ・ 利用団体に連絡する。

新型コロナウイルス感染症防止のお願い

研修センターふじの

新型コロナウイルス感染予防を行いながら、施設を快適に利用するため、以下のとおり、ご協力をお願いいたします。

(1) 手指消毒の実施

館内出入口、研修室及び多目的ホールの出入口に消毒液を設置しておりますので、入館又は入室の前に手指消毒を行ってください。

(2) マスクの着用

常にマスクを着用し、咳エチケットを励行してください。

(3) 検温の実施

入館時に非接触体温計などで検温させていただきます。万一、発熱している場合は、入館できませんので予めご了承ください。

(4) 手洗いの実施

手洗いを徹底してください。

(5) 居室内の換気

- ・ 在室の際（就寝を除く。）は、風の流れることができるように、2方向の窓扉を1回につき数分程度、毎時2回以上全開にし、場所によっては一部の窓扉を常時開放してください。
- ・ 就寝の際は、可能な限り一部の窓扉を常時開放し、ベッド備え付けの遮光カーテンを閉めてください。

(6) 食堂利用時の手洗い及び手指消毒の実施

- ・ 入室時に手洗い及び手指消毒を行ってください。
- ・ 食事開始までマスクを外さないでください。

(7) チェックアウト時の居室の窓扉の開放

チェックアウト時は、全ての窓扉を開放してください。

(8) 発熱、倦怠感、息苦しいなどの症状がある場合の申告

- ・ 利用期間中に具合が悪くなった場合は、直ちに申告してください。
- ・ 発熱、倦怠感、息苦しいなどの症状がある場合は、ご帰宅頂きますので、予めご了承ください。

(9) 留意事項

発熱や具合が悪く自宅待機となっている方、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方は入館できませんので予めご了承ください。